

245

D430

様式44

令和 5年 8 月 4 日

三重県知事 殿

医療法人の住所 三重県四日市市南浜田町3番15号

医療法人の名称 医療法人 児玉会

理事長名 田中 公子

電話 (059) 353-8860

決 算 届

令和4年6月1日から令和5年5月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

## 事 業 報 告 書

(自 令和4年6月1日 至 令和5年5月31日)

## 1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人 児玉会
- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )
- ②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他
- ③  基金制度採用  基金制度不採用
- (2) 事務所の所在地 三重県四日市市南浜田町3番15号
- (3) 設立認可年月日 平成 15年 2月 26日
- (4) 設立登記年月日 平成 15年 3月 24日

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務 (開設する病院、診療所又は介護老人保健施設 (医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
診療所	南浜田クリニック	三重県四日市市南浜田町 3番15号	

- (2) 当該会計年度内に社員総会で議決又は同意した事項

令和 4年 7月 24日 前年度の決算承認

令和 5年 5月 21日 次年度の事業計画及び収支予算の決定

様式 2

法人名 医療法人 児玉会  
 所在地 四日市市南浜田町 3 番 1 5 号

※医療法人整理番号 0430

財 産 目 録  
 (令和 5 年 5 月 3 1 日現在)

1. 資 産 額 70,783 千円  
 2. 負 債 額 9,545 千円  
 3. 純 資 産 額 61,237 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	36,463
B 固 定 資 産	34,319
C 資 産 合 計 (A+B)	70,783
D 負 債 合 計	9,545
E 純 資 産 (C-D)	61,237

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))  
 建 物 (■ 法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 3 - 4

法人名 医療法人 児玉会

※医療法人整理番号 0430

所在地 四日市市南浜田町 3 番 1 5 号

貸 借 対 照 表

(令和 5 年 5 月 3 1 日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	36,463	I 流 動 負 債	3,159
II 固 定 資 産	34,319	II 固 定 負 債	6,386
1 有 形 固 定 資 産	22,047	負 債 合 計	9,545
2 そ の 他 の 資 産	12,272	純 資 産 の 部	
		科 目	金 額
		I 資 本 金	15,000
		II 資 本 剰 余 金	0
		III 利 益 剰 余 金	46,237
		IV 評 価 ・ 換 算 差 額 等	0
		純 資 産 合 計	61,237
資 産 合 計	70,783	負 債 ・ 純 資 産 合 計	70,783

様式4-2

法人名 医療法人 児玉会

※医療法人整理番号 0430

所在地 四日市市南浜田町3番15号

損 益 計 算 書

(自 令和 4年 6月 1日 至 令和 5年 5月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	90,508
2 事業費用	82,539
本来業務事業利益	7,969
事業利益	7,969
II 事業外収益	4,223
III 事業外費用	1,364
經常利益	10,828
IV 特別利益	0
V 特別損失	0
税引前当期純利益	10,828
法人税等	185
当期純利益	10,643

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。

様式6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 児玉会  
理事長 田中 公子 殿

私は、医療法人児玉会 の令和4年度（令和4年6月1日から令和5年5月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 7月 25日  
医療法人 児玉会  
監事 藤戸 法子